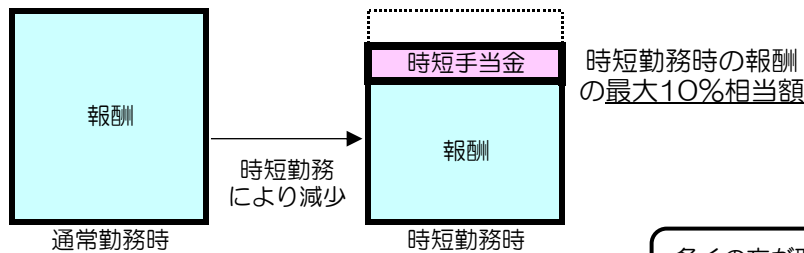


育児時短勤務手当金について

給付概要

2歳未満の子に係る育児時短勤務(育児短時間勤務や部分休業等)をしたことにより、通常勤務時と比べて報酬が下がった場合に、育児時短勤務手当金が支給されます。

【イメージ】



多くの方が取得している
部分休業も対象です！



給付内容

1 支給対象月

育児時短勤務の開始月から終了月まで

※開始または終了が月の途中であっても、支給対象月となります。

なお、承認された育児時短勤務期間の末日より前に、次のような事由に該当した場合は、終了とみなします。

- ・子が2歳に達した場合
- ・別の子について、新たに育児時短勤務を開始した場合
- ・組合員が産前産後休業や育児休業等を開始した場合 など

子の就学前まで育児時短勤務が承認されていても、給付が受けられるのは子が2歳に達する前までです。

解説！



2 支給額

支給対象月に支払われた報酬の10%相当額

ただし、育児時短勤務開始時の標準報酬月額を超えない範囲

※支払われた報酬には、通勤手当、扶養手当、時間外手当などの各種手当を含みます。

育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額が基準になります！

請求手続

支給対象月毎に請求してください。

☆当組合ホームページをチェック

短期給付事業＞勤務を休んだ時の給付＞給付の案内・手続き＞育児時短勤務手当金

※請求書や添付書類もこちらから確認できます。

その他

- ・給付金額には、雇用保険法の規定に準じた上限額及び下限額があります。給付金額を計算した結果、下限額に達しない場合、育児時短勤務手当金は支給されません。
- ・雇用保険から同一の給付を受けられる場合は、当組合から育児時短勤務手当金は支給されません。